

東広島市高屋地域包括支援センター介護予防支援事業所運営規程

第1条 事業の目的及び運営の方針

社会福祉法人本永福祉会が設置する東広島市高屋地域包括支援センターの行う指定介護予防支援事業及び第1号予防支援事業(以下「事業所」という)は、可能な限りご自宅等で自立した日常生活を送るために、各種介護予防サービスを総合的かつ効率的に利用できるよう指定(第1号)介護予防支援(以下「サービス」という)を提供することを目的とします。

サービスを提供するにあたっての基本方針は以下のとおりです。

1. ご利用の方及びご家族にサービス内容について説明し、文書により同意を得たうえでサービスを提供します。
2. ご利用の方のサービス利用目的、心身の状況等に応じた介護予防サービス計画を作成します。計画の作成にあたっては、ご利用の方の人格を尊重し、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、常にお客様の立場に立った公正中立な計画の作成に努めます。
3. ご利用の方の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、担当職員に対し研修を実施する等の措置を講じます。
4. 事業の実施にあたっては、保険者、地域包括支援センター、医療機関、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者等及び地域における様々な取り組みとの連携を図り、より良い介護予防サービスが提供されるよう努めます。
5. サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。
6. ご相談内容や個人情報などのお客様に関する情報を、許可なく他にお知らせすることはありません。
7. 前6項のほか、「東広島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成27年東広島市条令第4号)」に定める指定介護予防等の事業の人員、運営及び支援の方法に関する基準を遵守し、事業を実施します。

第2条 事業所の名称及び所在地

- (1) 名称 東広島市高屋地域包括支援センター
- (2) 所在地 東広島市高屋町高屋堀 3486 番地

第3条 職員の職種、員数及び職務内容

当事業所に勤務する職種、員数及び業務内容は次のとおりとします。

- (1) 管理者 常勤1名(担当職員と兼務)

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとします。

(2) 担当職員(担当職員のうち1名は管理者と兼務)

- ・ 保健師 常勤1名以上
- ・ 社会福祉士 常勤1名以上
- ・ 主任介護支援専門員 常勤1名以上
- ・ 介護支援専門員 常勤1名以上

担当職員は、保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員とし、指定介護予防支援の提供に当たるものとします。

第4条 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間は、次のとおりとさせていただきます。

- (1) 営業日 土曜日・日曜日及び祝日・12月29日から1月3日までの間を除く毎日
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分まで。
- (3) ご相談については携帯電話等により、上記以外の日及び時間帯でも対応いたします。

第5条 サービスの提供方法

1. サービスの提供は、利用申込者等からの依頼に基づき行うこととし、サービスの提供に際し、当該利用申込者等に対し、運営規程の概要及び介護予防サービス等の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者等の同意を得た上で行うものとします。
2. サービスの提供は、介護予防サービス計画が第1条に規定する運営の方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等について説明を行い理解を得た上で行います。
3. サービスの提供は、その業務の一部を、居宅介護支援事業所に委託することができるものとします。

第6条 サービスの内容

サービスの内容は次のとおりとします。

1. 担当職員は、利用者の居宅等を訪問したうえで利用者及びその家族等と面談等を行い、支援する上で解決すべき課題の把握及び分析をし、その分析に基づき設定する「自立した日常生活を営むために有益と思われる目標」を達成するための介護予防サービス計画原案を作成します。
2. 担当職員は、介護予防サービス原案についてサービス担当者会議を開催するとともに、専門的な意見を徴収し、介護予防サービス計画を作成します。介護予防サービス計画については利用者等に説明し同意を得た後、介護予防サービス計画書を交付します。
3. 担当職員は、介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画に基づいて適切にサービスが提供されるよう連絡調整を行います。

4. 担当職員は、必要に応じて利用者宅等を訪問するなどの方法により、継続的なアセスメントを行うことで計画の実施状況を把握します。アセスメントの結果、計画の変更を要する場合は、利用者等に説明し同意を得たうえで計画の変更を行います。計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行います。

第7条 利用料金

1. 介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。
2. 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定介護予防支援等を実施した場合、要した交通費として、その実費を徴収します。実費の額については、交通機関を使用した場合は利用した運賃の実費、自動車を使用した場合は、以下の距離別徴収額を基準とします。但し、東広島市内において以下の基準に該当する場合は、交通費は徴収しません。
 - ・片道10km以上～15km未満 300円
 - ・片道15km以上～20km未満 500円
 - ・片道20km以上 700円
3. 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとします。

第8条 通常のサービス実施地域

通常の事業の実施地域は、東広島市高屋町の全域とします。

第9条 サービス提供中の事故について

サービス提供中に事故が発生した場合は、ご家族・保険者に報告し、速やかに適切な処置をとらせていただきます。その際、当方の責に帰すべき事由がある場合は、当方が加入している損害賠償責任保険等により補償いたします。

また、事故発生状況及びその後の対応について記録に留め、ご要望に応じて開示いたします。

第10条 個人情報の保護

1. 事業所は、利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。
2. 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ます。

第 11 条 高齢者虐待防止

1. 事業所は、ご利用の方等の人権の擁護、虐待の発生の防止及び再発の防止のため、次のとおり必要な措置を講ずるものとします。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について担当職員に周知します。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備します。
 - (3) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修を実施します。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。
2. サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを東広島市に通報します。

第 12 条 衛生管理等

事業所において感染症の予防及びまん延防止のため、次のとおり必要な措置を講じるものとします。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね 6 か月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止の指針を整備します。
- (3) 事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

第 13 条 業務継続計画の策定

1. 感染症や非常災害が発生した場合においても、利用者に対するサービスの提供をできる限り継続して実施し、サービスを中止せざるを得ない事態が生じた場合にもできる限り早期に業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
2. 担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

第 14 条 サービス内容等に関する相談・苦情対応

1. 当事業所で提供したサービスに関するご相談・苦情、或いは計画に基づいて実施された介護予防サービスに対するご相談・苦情等がございましたら、以下のところで受け付けます。直接または電話、FAX、郵送、Eメールでも受け付けます。

① サービスに関する相談・苦情

担当者 東広島市高屋地域包括支援センター管理者 灰谷 賢治

電話番号 082-426-5211 FAX 番号 082-434-0465

Eメール takayahoukatu@misonoryo.com

受付時間 8:30~17:15

(土・日・祝日・12月29日~1月3日を除く)

② 東広島市高屋地域包括支援センター全体に係る相談・苦情

担当者 社会福祉法人本永福社会事務局長 下竹 歳史

電話番号 082-434-0455 FAX番号 082-434-0465

Eメール main@misonoryo.com

受付時間 8:30~17:15

(土・日・祝日・12月29日~1月3日を除く)

③ 苦情については、当事業所以外に、次の機関に申し立てることができます。

- 東広島市健康福祉部介護保険課(東広島市役所内)

電話 082-420-0937

- 広島県国民健康保険団体連合会

電話 082-554-0783

2. 相談・苦情に対する対応

① 苦情解決責任者は理事長とします

② 相談・苦情受付担当者は、相談・苦情の内容、申立者の連絡先等を苦情等記録簿に記録します。

③ 相談・苦情受付担当者は、相談・苦情の内容について苦情解決責任者に報告します。

④ 苦情解決責任者は、当該苦情等に関係する職員等から事情を聴取します。

⑤ 苦情解決責任者は、申し立て内容と職員等から聴取した内容を検討し、事業所側の責任において対処すべき内容のものについては、事業所内で改善策を検討し、その結果について、申立者に連絡し対処します。また、改善策については職員間で共有します。

⑥ 申し立て内容が、申立者との理解の相違等によるものと思われる場合は、申立者に、再度苦情等の内容を確認したうえで、その内容について説明します。

⑦ 申立者と当方の見解が相違し折り合いがつかない場合は、申立者の同意を得た上で、第三者委員会もしくは保険者である東広島市に報告し、解決を図ります。

⑧ 上記①~⑦の経緯等について、苦情等記録簿に記録に留め、保管します。

3. 事業者は、提供したサービスに関し、介護保険法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは紹介に応じ、及び市が行う調査に協力するとともに、市からの指導また場助言を受けた場合は、当該指導又は助言を基に必要な改善を行います。

4. 事業者は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言を基に必要な改善を行います。

第15条 記録の整備

1. 事業所は、サービスの提供に関する諸記録を整備し、介護予防支援台帳についてはサービスの提供を終了した日から、その他の記録については当該記録を作成し、又は取

得した日から5年間保存するものとします。

2. 利用者は、前項の記録を閲覧することができるとともに、その複写物の交付を受けることができます。

第16条 その他運営に関する留意事項

1. 事業の社会的使命を十分認識し、常に担当職員の資質向上を図るため、研修等の機会を確保するとともに、業務体制を整備するものとし、サービスの質の向上に努めます。
2. 担当職員は、業務上知り得たご利用の方又はその家族の個人情報については、守秘義務を負います。担当職員の守秘義務については、退職後を含む将来に亘って義務を負います。
3. 事業所はサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止する方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

上記については、ご利用の方又はご家族等からのハラスメントについても同様の措置を講じます。

4. この規定に定めるもののほか運営に関する重要事項については、社会福祉法人本永福祉会及び東広島市との協議により、定めるものとします。

附 則

この規定は、令和4年4月1日から施行します。